商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の 一部を改正する法律

(平成一五年七月三〇日法律第一三二号)(衆)

一、提案理由(平成一五年六月二五日・衆議院法務委員会)

塩崎議員 ただいま議題となりました商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案について、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、定款の授権に基づく取締役会の決議による自己株式の取得を認めるとともに、中間配当限度額の計算方法を合理化するため、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正しようとするものであり、その内容は以下のとおりであります。

第一に、自己株式の取得の方法について、現行法では、定時株主総会の決議をもって 取得する自己株式の総数等を定めなければならないこととされていますが、定時株主総 会後に生じた株価の急変や、急を要する合併等に的確に対応するための機動的な自己株 式の取得が行えるよう、定時株主総会の決議がない場合であっても、定款の授権に基づ き、取締役会の決議をもって自己株式の取得をすることができる制度を創設することと しております。

第二に、最終の決算期後、資本または法定準備金の減少を行うとともに、減少した資本等の額をもって自己株式の取得枠を設定した場合における中間配当限度額の計算方法について、現行法では、中間配当限度額の計算に当たり、減少前の資本等の金額と自己株式の取得額とを純資産額から控除することとされているため、中間配当ができなくなる事態が生じております。そこで、このような事態の発生を防止するため、中間配当限度額の計算に当たって、減少した資本等の額を加算することとする措置を講じております。

以上が、本法律案の趣旨であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(平成一五年七月四日)

山本有二君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審 査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、定款の授権に基づく取締役会の決議による自己株式の取得を認めるとともに、中間配当限度額の計算方法を合理化しようとするものであります。

本案は、自由民主党、公明党及び保守新党の共同提案として、塩崎恭久君外四名提出によるもので、去る六月二十四日本委員会に付託されたものであります。

委員会においては、二十五日提出者塩崎恭久君から提案理由の説明を聴取し、二十七日から質疑に入り、七月一日これを終局し、討論、採決を行った結果、賛成多数をもっ

て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院法務委員長報告(平成一五年七月二三日)

魚住裕一郎君 ただいま議題となりました商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、定款の授権がある場合に 取締役会の決議による自己株式の取得を認めるとともに、中間配当限度額の計算方法の 見直しを行おうとするものであります。

委員会におきましては、改正案の立法目的及び改正の効果、相場操縦、インサイダー 取引等の防止策、情報開示の充実の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細 は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の井上理事、社会民主党・護憲連合の福島委員より、それぞれ本法律案に反対の意見が述べられました。

続いて、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いた しました。

以上、御報告申し上げます。